

付録 7

国有林野森林図式

国有林野森林図式

第1章 総 則

第1節 総 則

(目 的)

第1条 この図式は、森林図（第3条に規定する森林図をいう。以下同じ。）の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。

(適 用)

第2条 この図式は、林野庁、森林管理局、森林管理署及び森林管理署の支署並びに森林技術総合研修所が行う森林図の作製等に適用する。

2 この図式に定めのないものは、森林管理局長の定めるもの、公共測量標準図式（以下、「公共図式」という。）又は2万5千分1地形図図式（以下、「地形図図式」という。）によるものとする。

(森林図の種類)

第3条 森林図の種類は、次のとおりとする。

一 林野庁測定規程（平成24年1月6日付け23林国業第100号-1林野庁長官通達。以下「測定規程」という。）に定める下記の図面

- イ 境界基本図
- ロ 図化原図
- ハ 基本原図
- ニ 複製基本原図

二 国有林野管理経営規程の運用について（平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通達。以下「運用通達」という。）に定める下記の図面

- イ 基本図
- ロ 国有林野施業実施計画図

第2節 森林図の規格

(位置の表示)

第4条 森林図に示す位置の基準は、測定規程により測定された点の平面位置及び標高は、原則として、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号。以下「座標系」という。）に規定する世界測地系に従う直角座標（以下「座標値」という。）及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）で表示するものとする。

2 座標値及び標高は、単位以下3位に止めるものとする。ただし、既往の成果が単位以下2位の場合で、単位以下2位を必要としない場合は、2位に止めることができる。

(森林図の縮尺)

第5条 森林図は、次の縮尺を標準とする。

- 一 境界基本図、図化原図、基本原図、複製基本原図及び基本図は5千分の1
- 二 国有林野施業実施計画図は2万分の1。ただし、運用通達27の（2）ウの場合については、用途に応じ適宜縮尺を選ぶことができるものとする。この場合、図面又は印刷図面の凡例においてその縮尺を明示するものとする。

(図葉の区画)

第6条 境界基本図、基本原図、複製基本原図及び基本図の内図郭の寸法は、縦60cm、横80cm又は90cmを標準とする。

2 国有林野施業実施計画図の内図郭の寸法は、実体に応じ適宜定めるものとする。

(森林図の材質・規格)

第7条 森林図の材質・規格は、次のとおりとする。

- 一 境界基本図は、アルミ入りケント紙又はポリエステルベース（＃300以上）を用い、基本原図、複製基本原図及び基本図は、ポリエステルベース（＃300以上）を用いる。寸法規格は、縦73cm、横93cm又は103cmを標準とする。
- 二 国有林野施業実施計画図の印刷用紙は地図専用紙を標準とし、必要に応じ合成紙を使用する。ただし、運用通達27の（2）ウの場合の印刷用紙は用途に応じ適宜用紙を選ぶことができるものとする。

(目録図の作製)

第8条 境界基本図及び基本図については、図面相互の関係位置を明瞭にするため、森林管理署及び森林管理署の支署（小笠原総合事務所国有林課を含む。）を単位とした目録図を作製するものとする。

- 2 目録図の縮尺は、5万分の1を標準とする。
- 3 目録図には、国有林野の位置、主要な地形・地物の位置及び名称等を表示したものとする。

第3節 表示の原則

(表示事項)

第9条 境界基本図は測定規程第94条第2項、基本原図は測定規程第235条第2項、複製基本原図は測定規程第236条による。国有林野施業実施計画図は、本図式によるほか森林管理局長が定める国有林野施業実施計画図作製要領により表示する。

(表示事項の転位)

第10条 表示する地物の転位は、原則として行わない。特に基準点、境界標及び境界線は転位をしてはならない。その他の地物が縮尺等の関係で、真位置に表示が困難な場合は、最小限の転位をして表示することができる。

(線の重複)

第11条 2種類以上の線が重複して判読が困難な場合の表示方法は、次のとおりとする。

- 一 境界線及び有形地物線は真位置に表示し、他の線はそれに沿わせて表示する。
- 二 境界線及び有形地物線の次に、林班界及び小班界を優先して真位置に表示する。
- 三 森林計画区界、管轄区画界、行政区画界等が重複し、いずれも表示する必要がある場合は、各記号を断片的に交互に表示する。又は、行政区画界を表示し、それに沿わせて森林計画区界及び管轄区画界を断片的に表示する。
- 四 境界線、林班界、小班界及び有形地物線に管轄区域界及び行政区画界を沿わせて表示する場合には、各記号を断片的に表示する。

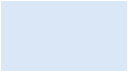
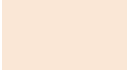
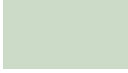
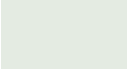
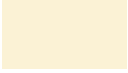
(線の区分)

第12条 森林図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。

線の太さ			線の種類	
線号	太さ	備考	種類	例
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各号を通じて±0.025mmとする。	実線	—————
2号	0.10mm			
3号	0.15mm			
4号	0.20mm		破線	- - - - -
5号	0.25mm		点線	
6号	0.30mm			
7号	0.35mm		鎖線	— · — · — · — · — · — ·
8号	0.40mm			
9号	0.45mm			
10号	0.50mm			

(色名・色彩)

第13条 森林図に表示する色名・色彩の区分は、次の表を標準とする。

色名 カー番号	色 度			色名 カー番号	色 度		
	濃 色	中 色	淡 色		濃 色	中 色	淡 色
黒 582				茶 褐 349			
洋 紅 75				藍 100			
朱 54				紫	(省 略)		
黄	(省 略)			木 緑 382			
藤 黄 86				草 緑	(省 略)		
橙	(省 略)			緑 青	(省 略)		
岱 赭 316							

※ カー番号は、DICカラーガイド第18版による。

(彩 色)

第14条 森林図に表示する彩色の区分は、次の表を標準とする。

区 分	形 式
平 彩	特定な区域内を同色度で彩色すること。
縁 彩	区域界線の内側に沿って帯状に彩色すること。
ぼかし	区域界線より内側に向かって色度を連続的に下げて彩色すること。
線 彩	特定な区域内に平行線を表示すること。平行線の間隔は3mmを標準とする。

第2章 地図記号

第1節 通 則

(地図記号)

第15条 地図記号とは、対象物を森林図上に表現するために規定した記号をいい、基準点、境界点、森林区画界、管轄区域界、行政区画界、森林管理局所属の運搬施設、副記号、等高線、水部、国有林野の法令等指定地・附帯地・貸地・雑地等の文字記号、機能類型及び林種等に区分する。

第2節 基準点・境界点等

(基準点)

第16条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、図根点、空中図根点、パスポイント及びその他の基準点に区分して表示する。

(境界点)

第17条 国有林野の境界点は、石標、コンクリート標、小コンクリート標、金属標、合成樹脂標、天然岩石標、固定地物標、土管標、木標、小木標、石塚、土塚、立木標及び無標に区分して表示する。

(予備標)

第18条 予備標は、測定規程第52条により設置された標識で、固有の標識に予備標であることを示す記号を表示する。

(林班界標)

第19条 林班界標は、石標等の永久標及び木標等の腐朽標に区分して表示する。

(測 線)

第20条 測線は、測点、測線及び見放線に区分して表示する。

第3節 森林区画界・管轄区画界

(森林区画界)

第21条 森林区画界は、境界、森林計画区界、林班界及び小班界に区分して表示する。

2 小班区画が道路等の地物により間断されている場合は、地物に同一小班記号を付して連結する。

(管轄区画界)

第22条 管轄区域界は、森林管理局界、森林管理署等（森林管理署の支署、森林管理事務所を含む。以下同じ。）界及び担当区界に区分して表示する。

第4節 行政区画界

(行政区画界)

第23条 行政区画界は、都道府県界、北海道の振興局界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字界、字界、隣接地番界に区分して表示する。

第5節 森林管理局所属の運搬施設・事務所等

(運搬施設等)

第24条 運搬施設等は、林道、作業道、歩道、防火線、索道、トンネル、橋及び高架橋に区分する。

2 林道の予定線及び工事中のものは、記号を間断して表示する。

(事務所等)

第25条 事務所等は、森林管理局、森林管理署等、森林生態系保全センター等、森林事務所、治山事業所、研修所・保養所及び火の見やぐらに区分して表示する。

第6節 森林管理局所属以外の交通施設

(交通施設)

第26条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。

(道 路)

第27条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、軽車道、徒歩道、庭園路、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。

(道路施設)

第28条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。

(鉄 道)

第29条 鉄道とは、車両走行のためのレールを設けた軌道及び索道をいい、普通鉄道、特殊軌道、索道及び建設中の鉄道に区分する。

(鉄道施設)

第30条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。

第7節 建物等

(建物等)

第31条 建物等は、建物、建物に附属する構造物及び建物記号に区分する。

(建 物)

第32条 建物とは、居住その他の目的で構築された建築物をいう。

2 森林管理局所属以外の建物は、著名なもので射影の短辺が実長20m以上のものについて、正射影を表示することを原則とする。

(建物記号)

第33条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定められた記号をいう。

2 建物記号は、原則として好目標となるもので、読図上必要と認められたものを表示する。

第8節 小物体

(小物体)

第34条 小物体とは、形状が小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。

2 小物体は、原則として好目標となるもので、読図上必要と認められたものを表示する。

第9節 場 地

第35条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある、城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。

2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。

第10節 地 形

(地形)

第36条 地形とは、地表の起伏の状態をいい、等高線及び変形地に区分する。

(等高線)

第37条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線及びおう地に区分して表示する。

(変形地)

第38条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、崩土、壁岩、露岩、散岩及び砂礫に区分して表示する。

第11節 水部等

(水部等)

第39条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。

(水部)

第40条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水涯線に区分する。

(水部に関する構造物等)

第41条 水部に関する構造物等とは、水涯線に附属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝及び流水方向を含む。

第12節 治山施設

(治山施設)

第42条 治山施設とは、森林の持つ水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全等の機能を高度に発揮するための施設をいい、山腹工及び溪間工に区分される。

第13節 小班の情報

第43条 小班の情報とは、国有林野の最小管理経営単位である区画（小班）の情報をいい、林種、林相、樹種、混交歩合、林齢、機能類型及び法令等の指定を記号または数値で表示する。

(林種)

第44条 林種とは、森林の成立状態による区分をいい、林地と林地以外の土地に大別し、林地は人工林、天然林、竹林、伐採跡地及び未立木地に区分する。

2 人工林は、施業方法により単層林及び複層林に区分して表示する。

3 天然林は、施業方法により育成天然林及び天然生林に区分して表示する。

(林地以外の土地)

第45条 林地以外の土地とは、国有林野事業に直接必要な施設用地の附帯地（苗畑敷、貯木場敷等）、国有林野事業以外に貸し付けている土地の貸地（道路用地、電気事業用地等）及び雑地（岩石地、崩壊地等）に区分して、規定の文字記号で表示する。

(林相)

第46条 林相とは、森林を構成する姿をいい、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林に区分する。

(樹種)

第47条 樹種とは、樹木の種類をいい、文字記号で表示する。

(混交歩合)

第48条 混交歩合とは、樹種ごとの材積の百分率をいう。ただし、材積で示せない場合は、樹木の本数又は樹冠の占有面積歩合で示すこととする。

(林齢)

第49条 林齢とは、森林の年齢をいい、人工林では植林をした年を1年生とする。ただし、これによりがたい場合は、齢級（林齢の5ヶ年を1単位とし、Ⅰ齢級とする。）又は人工林では植栽年度をもって示すこととする。

(機能類型)

第50条 機能類型とは、森林を重点的に発揮させるべき機能によって、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵養タイプの5つの類型の区分する。

(水源涵養タイプ)

第51条 水源涵養タイプは、施業群の種別区分を表示する。

(法令等の指定地域)

第52条 法令等の指定地域とは、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法令及び保護林等の制度の指定地域（小班）をいい、規定の文字記号で表示する。

2 法令等の指定見込地、仮指定地及び予定地は、文字記号にアンダーラインを付して表示する。

第3章 取得分類基準

第1節 通 則

(取得分類コード)

第53条 取得分類コードは、原則として準則の数値地形図データ取得分類基準表の分類コードを標準の分類コードとして使用する。

- 2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。
- 3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コード及び標準の分類コードの関係は、次の表のようにインデックスレコードに記載しなければならない。

使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内 容 記 述
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物

(データタイプ)

第54条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。

- 一 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するものとし、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点及び終点は同一座標とする。
- 二 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。
- 三 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するものとし、円周上の3点の座標値で表す。
- 四 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。
- 五 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。
- 六 方向データは、信号灯、坑口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現状に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置及び方向を表すこととし、最初の点は記号を表す位置を、2番目の点は、最初の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。ただし、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。
- 七 注記データとは、数値地形図表示のための文字のデータとし、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。
- 八 属性データは、ユーザーがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式はFortran形式で設定する。
- 九 グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置を決定する。
- 十 不整三角網は、3点の座標で構成されるデータの集合とする。

(グループ化)

第55条 グループ化は、次の表のように複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。

- 2 グループ化は、地物及びその注記あるいは属性、建物及び建物記号、建物本体に附属するポーチやひさし等（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。
- 3 要素グループヘッダレコードの分類コードは、グループの基準となる要素と同一のコードとする。
- 4 グループの基準となる要素は、グループ内の最初のレコードに記述するものとする。
- 5 グループ内の要素識別番号は、新たに1から付与する。ただし、外部のデータベースとリンクしている場合は、追加で付番してよいこととする。

レコードタイプ	分類コード		要素識別番号		階層レベル				備 考
:	:		:		:				

H	2200			0		1				レイヤーヘッダレコード
E※	2255			1		2				要素レコード
E※	2255			2		2				要素レコード
:	:			:		:				
:	:			:		:				
E※	2255			n		2				要素レコード
H	2255			n + 1		2				グループヘッダレコード
E※	2255			1		3				要素レコード
E8	2255			2		3				要素レコード
(属性レコード)				...		...				属性レコード
H	2255			n + 2		2				グループヘッダレコード
E※	2255			1		3				要素レコード
E8	2255			2		3				要素レコード
(属性レコード)				...		...				属性レコード
E※	2255			n + 3		2				要素レコード
E※	2255			n + 4		2				要素レコード
E※	2256			1		2				要素レコード
E※	2256			2		2				要素レコード
H	2300			0		1				レイヤーヘッダレコード
:	:			:		:				
:	:			:		:				

(取得基準)

第56条 データの取得基準及びデータタイプは、公共図式の数値地形図データ取得分類基準表のとおりとする。

(地形の座標次元)

第57条 等高線、基準点及び数値地形モデルの座標次元は3次元とする。

2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、X Y座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

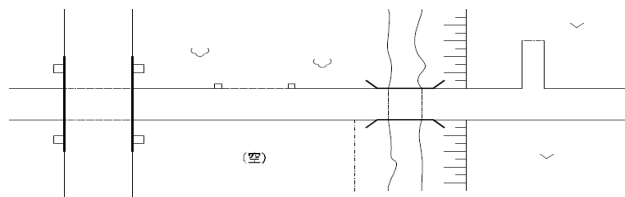
(連続性の確保)

第58条 連続するデータは、座標一致で連続させなければならない。

2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路、施設入り口等の表現上、解放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。

3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。ただし、出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。

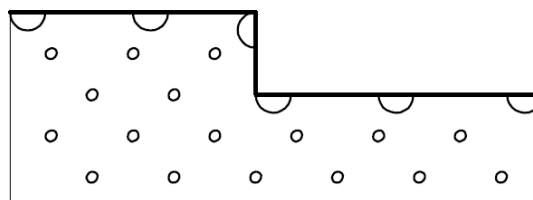
4 線の中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上になければならない。



（射影のある非対称記号）

第59条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始終点座標が座標一致で接続されていなければならない。

2 図形区分は、次の図例による。

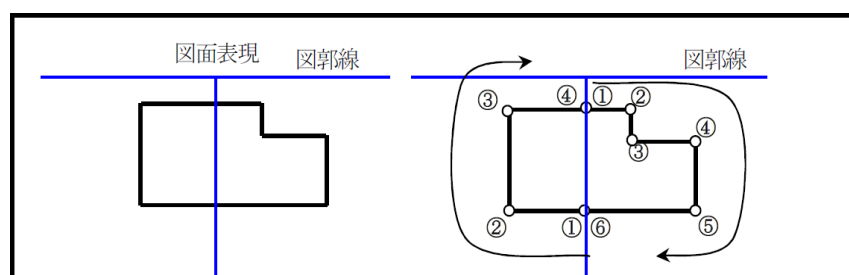


上端(太線)：11、下端(細線)：12、上端に附属する
半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生
被覆（大）

（面データの特例）

第60条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭、作業範囲等で分断される場合は、線形式で取得するものとする。

2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。

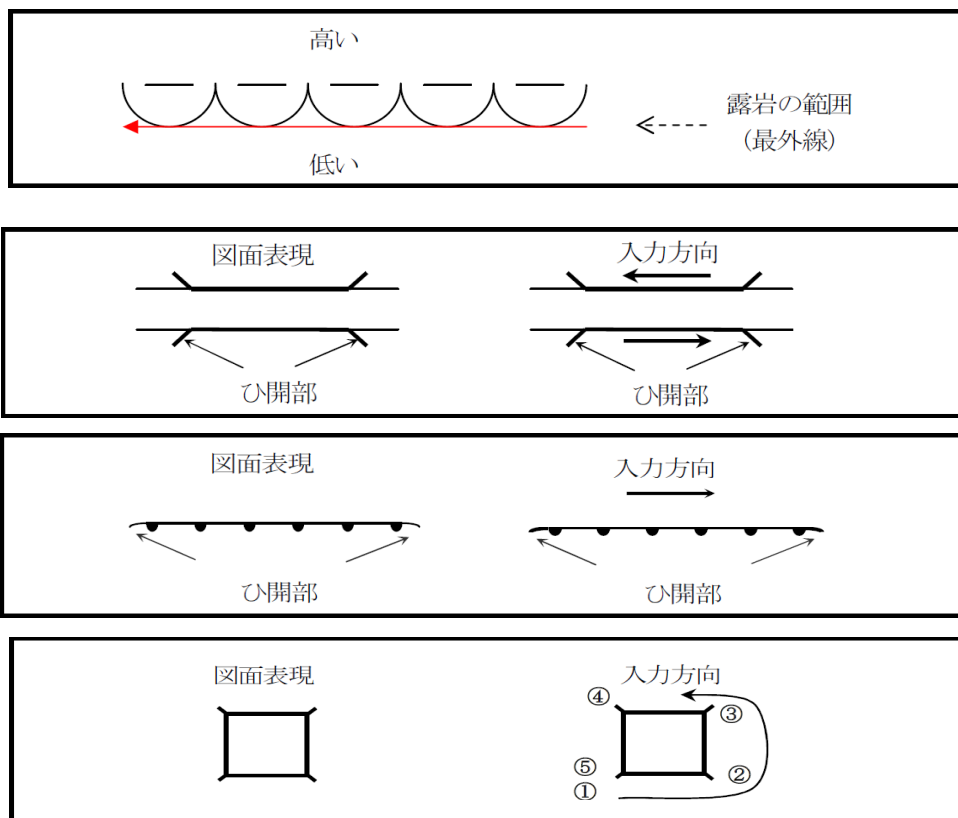


使用分類 コード	標準の分類 コード	使用データタイプ フラグ	方向 規定	座標 次元	内 容 記 述
3001	3001	110000000	0	0	普通建物
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎

（座標列方向）

第61条 面、線、円及び円弧データにおいて、座標列方向が規定されているものは、次の各号による。

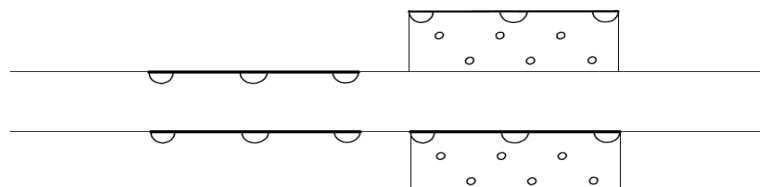
- 一 人工斜面、被覆（大）等1つの記号を得るために上端線及び下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。
- 二 滝、せき、被覆（小）さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を右に見た形でデータを取得する。
- 三 橋、防護柵等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。ただし、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。



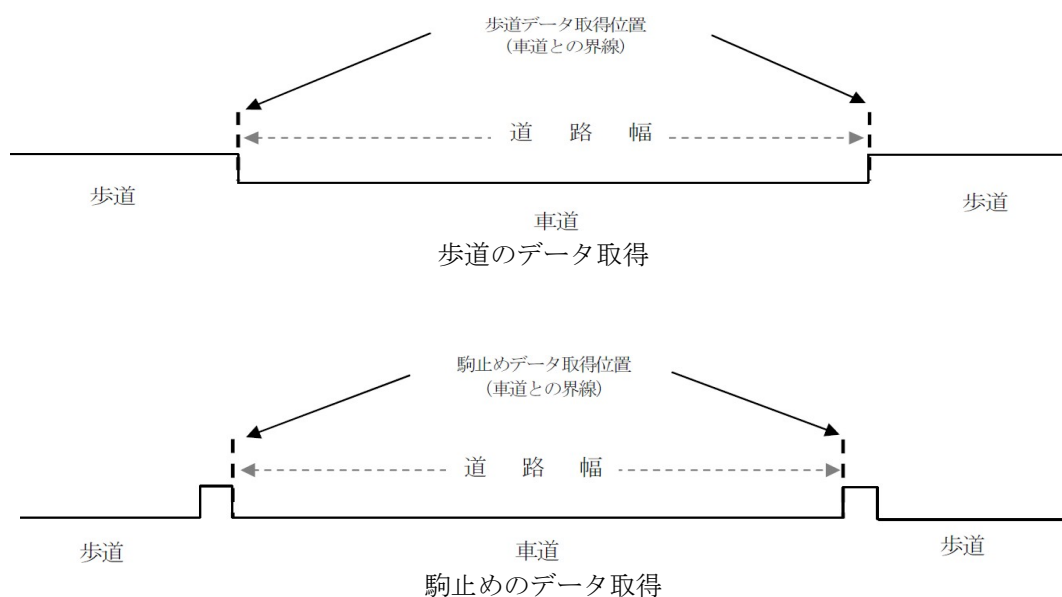
(表示の原則)

第62条 面、線、円及び円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。

2 道路に面する被覆（小）においては、座標位置を線の表示中心とする。



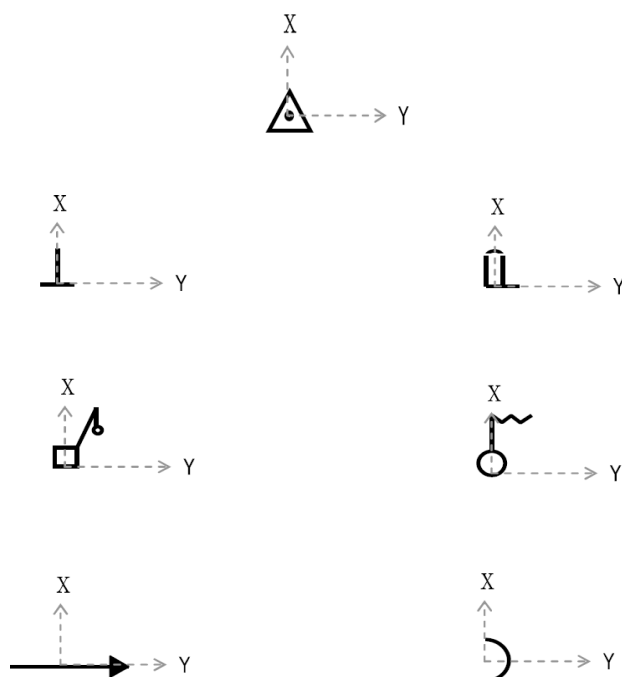
3 歩道、駒止においては、座標位置を車道側の縁とする。



4 記号の表示原則は、次の各号による。

- 一 平面記号は、座標位置を中心とする。
- 二 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。
- 三 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。
- 四 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、Y座標軸上を方向基点とする。

種 別	原 点	備 考
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、灯ろう、水位観測所、タンク、灯台など
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、路傍祠
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔、起重機など
方向記号	記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置	門、鳥居、高塔、灯ろう、坑口、洞口など



5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。

(図式化の原則)

第63条 数値地形図データファイルより相当縮尺の出力図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。

- 2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いることができる。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データは数値地形図データファイルには格納しないものとする。

第2節 取得分類基準

(取得分類の基準)

第64条 地図情報レベル500、1000、2500及び5000の取得分類の基準並びにデータタイプは、準則の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準表による。

- 2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、準則の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準表応用測量による。
- 3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、準則の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準表測量記録による。

第4章 図郭線及び方眼線

第1節 通 則

(図郭線及び方眼線)

第65条 図郭線とは、地図の区画線をいい、方眼線は、図郭線内を等分に区画した線をいう。

第2節 細 則

(図郭線)

第66条 森林図の図郭線は、平面直角座標系のX軸及びY軸を基準として区画する。

- 一 内図郭線は、第6条で定めた寸法で、太さ0.10mmの実線を表示する。ただし、運用通達27の(2)ウの場合においては、適宜表示するものとし、用途に応じて表示しないことも可とする。
- 二 外図郭線は、境界基本図、基本原図、複製基本原図及び基本図については、内図郭線から15mm隔てて、平行に太さ1.0mmの実線を表示する。また、国有林野施業実施計画図については、内図郭線から1.0mm隔てて、平行に太さ1.0mmの実線を表示する。ただし、運用通達27の(2)ウの場合においては、適宜表示するものとし、用途に応じて表示しないことも可とする。

(方眼線)

第67条 基本図の方眼線は、内図郭線内を10cm（実長500m）で区画する。

- 一 方眼線は、境界基本図、図化原図、基本原図、複製基本原図及び基本図について表示する。
- 二 国有林野施業実施計画図については、方眼線の表示を省略することができる。
- 三 次に該当する場合には、方眼線の表示を間断することができる。
 - イ 基準点の記号と重複する場合
 - ロ 注記、建物、小物体その他の記号を図上支障のない程度移動して、なお重複する場合

(平面直角座標系の数値)

第68条 数値は、内図郭四隅及び方眼線にkm単位で小数第1位までの数値を座標の符号を付して表示する。

(延 伸)

第69条 延伸とは、図幅内に表示する必要がある区域を一部図郭線を間断して、図郭線外に表示することをいう。この場合は、延伸部に方眼線を表示する。

- 2 延伸により、整飾等が所定の位置に表示できない場合には、適宜に表示位置を移動することができる。

第5章 注 記

第1節 通 則

(注 記)

第70条 注記とは、文字又は数値による表示をいい、地域、人工地物、自然地物等の固有の名称、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明語、標高、等高線数値等に用いる。

(注記の原則)

第71条 注記の原則は、次による。

- 一 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。
 - イ 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。
 - ロ 地域とは、居住地のように集团的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。
 - ハ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。
- 二 固有名の注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。
- 三 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名には適用しない。
- 四 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑義が生じない範囲で略称を表示することができる。
- 五 森林図上では、注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。
- 六 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形、地物等を抹消しないように表示する。
- 七 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。

(文字の種類)

第72条 使用する文字の種類は、漢字、平仮名、片仮名、ローマ字、アラビア数字及びローマ数字とする。

(書体・字形)

第73条 書体は、明朝体及び等線体とし、字形は直立体及び傾斜体とする。

(注記表)

第74条 各項目の書体、字形及び字大は、第9章の注記表による。

(字 隔)

第75条 字隔は、一個の注記において、隣接する文字と文字の間隔をいう。

(字 列)

第76条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。

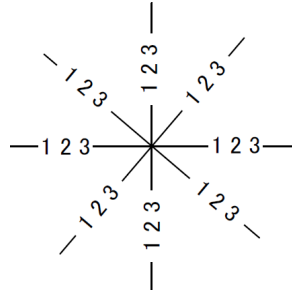
- 一 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に對し平行にする。
- 二 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に對し垂直にする。
- 三 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分して表示する。対象物の傾きが図郭下辺に對して45度未満の場合は横読みに、45度以上の場合は縦読みになるように表示する。
 - イ 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。
 - ロ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。
 - ハ 折線字列とは、前各号並びにイ及びロで表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に對して平行に表示する。

(ふり仮名)

第77条 ふり仮名は、難読な漢字に對して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示する。

(アラビア数字)

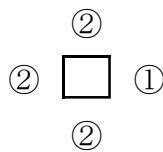
第78条 アラビア数字による注記の配列は、次の図例による。



(注記の配置)

第79条 注記の配置は、次のとおりとする。

一 小対象物の表示位置及び優先順位は、次の図例による。



①, ②は表示の優先順位

字列は水平字列、垂直字列の順とする。

地物が錯綜して左記の方法による注記が困難な場合は、
注記配置を適宜移動することができる。

二 地域を示す注記の表示位置は、次のとおりとする。

イ 地域の形状により、その中央付近に水平字列、垂直字列及び斜向字列で表示する。また、地域が小面積等で、地域内に表示が困難な場合は、地域外に表示をすることができる。

ロ 地域外の表示位置の優先順位は、形状が横長の場合は、上側を優先とし、困難な場合は下側に表示することができる。また、形状が縦長の場合は右側を優先とし、困難な場合は左側に表示することができる。

三 線状対象物の表示位置は、次のとおりとする。

イ 対象物の傾斜が、45度未満の場合は横読みとし、字列は、その形状により斜向字列直線字列又は斜向字列曲線字列とする。表示位置は、対象物の上側を優先とし、困難な場合は下側に表示することができる。

ロ 対象物の傾斜が、45度以上の場合は縦読みとし、字列は、その形状により斜向字列直線字列又は斜向字列曲線字列とする。表示位置は、対象物の右側を優先とし、困難な場合は左側に表示することができる。

ハ 線状対象物の幅が広い場合（河川等）は、対象物の内側に表示する。

四 国有林野境界線上の対象物の注記は、国有林野外に表示する。

第2節 細 則

(基準点)

第80条 電子基準点、三角点、水準点及び図根点の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。

(境界点)

第81条 境界点の名称又は番号は、概ね5点ごとに表示し、表示位置は国有林野外とすることを原則とする。

2 字列は、水平字列又は垂直字列とする。

(林 班)

第82条 林班番号は、区域の中央付近に林道等他の地物と重複しないよう表示する。

(小 班)

第83条 小班名は、小班区画の中央付近に表示する。ただし、区画面積が狭小で域内に表示が困難な場合は、矢印記号を用いて区画外に表示することができる。矢印記号の向きは、区画内とする。

（森林計画区）

第84条 森林計画区名の表示は、次のとおりとする。

- 一 隣接する森林計画区の名称を表示し、当該図葉の名称は省略することができる。
- 二 森林計画区名は、地域の注記法により表示する。

（管轄区画）

第85条 管轄区画名の表示は、次のとおりとする。

- 一 管轄区画名は、森林管理局名、森林管理署等名及び担当区名を表示する。
- 二 森林管理局名及び森林管理署等名は、隣接する局署の名称を表示し、当該図葉の管轄局署の名称は省略することができる。
- 三 担当区名は、当該図葉内は全て表示し、隣接する担当区名は、当該森林管理署等を表示し、隣接する森林管理署等管内は省略することができる。
- 四 管轄区画名は、地域の注記法により表示する。

（行政区画）

第86条 行政名の表示は、次のとおりとする。

- 一 各基本図は、郡市名及び町村名を表示する。
- 二 国有林野施業実施計画図は、都道府県名、郡市名及び町村名を表示する。ただし、区域面積が狭小な場合は、都道府県名を省略することができる。

（林道・作業道等）

第87条 林道（併用林道を含む）の名称は、全て表示する。作業道・歩道は、名称のあるものについては、原則として表示する。

（その他の道路）

第88条 高速道路、一般国道及び有料道路の名称は、全て表示する。その他の道路については、著名なものを表示する。

2 峠、トンネル、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものは表示する。

（鉄道等）

第89条 鉄道の名称は、公称を線状対象物の注記法により表示する。

2 駅の名称は、固有の名称を小対象物の注記法により表示する。

（事務所等）

第90条 森林管理局、森林管理署等、森林生態系保全センター等、森林事務所及び事業所の名称は、建物実形又は記号に小対象物の注記法により表示する。

（小物体）

第91条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。

（水 部）

第92条 水部の名称の表示は、次のとおりとする。

- 一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。
- 二 湖沼及び池の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。

（水部に関する構造物等）

第93条 ダム、堰堤等の名称は、小対象物の注記法で表示する。

（治山施設）

第94条 山腹工、溪間工等の名称は、その形状等により小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。

（山 地）

第95条 山地の名称の表示は、次のとおりとする。

- 一 山、丘、峰等は、著名なもの及び用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物又は地域の注記法により表示する。
- 二 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、河川の名称と同様の注記法により表示する。

(等高線数値)

第96条 等高線数値の表示は、次のとおりとする。

- 一 数値は、原則として計曲線、補助曲線及びおう地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合は、主曲線に表示することができる。
- 二 数値は、地形の表現を妨げない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。
- 三 当該森林図の図示範囲（境界または林班界）の周辺の計曲線末端に数値を表示する。
- 四 数値は、等高線を間断し、等高線及び字列の中心を一致させて表示する。

第6章 整 飾

第1節 通 則

(整 飾)

第97条 整飾とは、図郭を表示し、森林図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

(整飾の表示事項)

第98条 整飾に表示する事項は、次のとおりとする。ただし、特に必要としない事項については、省略をすることができる。

- 一 森林計画区名
- 二 森林管理署等名及び国有林名
- 三 図種名
- 四 所在地及び面積
- 五 縮尺及び方位
- 六 調査、調製年月、国有林野施業実施計画樹立年度及び計画期間
- 七 公共座標系及び座標値
- 八 図葉名及び図葉番号
- 九 隣接図葉名及び図葉番号
- 十 凡例
- 十一 森林管理局、森林管理署等及び森林事務所名
- 十二 調製方法及び機関名
- 十三 空中写真撮影年度及び写真番号
- 十四 その他特に必要とする事項

(整飾の表示要領)

第99条 整飾の表示要領は、注記表（整飾）及び添付図を標準とする。

第100条 目録図を作製する森林図で、第98条の表示項目を目録図に記載した場合には、図葉ごとの表示を省略することができる。

第7章 法令等の指定地域、附帯地、貸地、雑地等の文字記号

- 1 記号の円形は、基本図については4号線により直径4mm、国有林野施業実施計画図については3号線により直径3mmを標準とする。
- 2 文字記号は、直立等線体を用い字大は、基本図については3mm、国有林野施業実施計画図については2mmを標準とする。
- 3 見込地、仮指定地及び予定地は、文字記号にアンダーラインを付す。

法 令 等 の 名 称	記 号
水源かん養保安林	○水
土砂流出防備保安林	○土
土砂崩壊防備保安林	○崩
飛砂防備保安林	○ひ
防風保安林	○風
水害防備保安林	○害
潮害防備保安林	○汐
干害防備保安林	○干
防雪保安林	○雪
防霧保安林	○む
なだれ防止保安林	○な
落石防止保安林	○石
防火保安林	○火
魚つき保安林	○魚
航行目標保安林	○航
保健保安林	○健
風致保安林	○致
保安施設地区	○保施
砂防指定地	○砂
国立公園特別保護地区	○立ト
国立公園第1種特別地域	○立1
国立公園第2種特別地域	○立2
国立公園第3種特別地域	○立3
国立公園地種区分未定の特別地域	○立ㄱ
国立公園普通地域	○立
国定公園特別保護地区	○定ト
国定公園第1種特別地域	○定1
国定公園第2種特別地域	○定2
国定公園第3種特別地域	○定3
国定公園地種区分未定の特別地域	○定ㄱ
国定公園普通地域	○定
都道府県立自然公園第1種特別地域	○公1
都道府県立自然公園第2種特別地域	○公2
都道府県立自然公園第3種特別地域	○公3
都道府県立自然公園地種区分未定の特別地域	○公ㄱ
都道府県立自然公園普通地域	○公

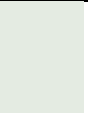
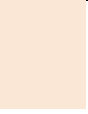
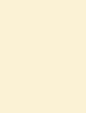
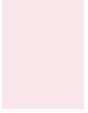
特別史跡名勝天然記念物			○史ト
史跡名勝天然記念物			○史
世界遺産			○世
鳥獣保護区特別保護地区			○鳥ト
鳥獣保護区			○鳥
原生自然環境保全地域			○原
自然環境保全地域特別地区			○環ト
自然環境保全地域普通地区			○環
都道府県自然環境保全地域特別地区			○全ト
都道府県自然環境保全地域普通地区			○全
ぼた山崩壊防止区域			○ぼ
急傾斜地崩壊危険区域			○傾
特別母樹・特別母樹林			○母ト
育種又は普通母樹・母樹林			○母
歴史的風土特別保存地区			○歴ト
歴史的風土保存地区			○歴
緑地保全地域			○都
風致地区			○風チ
樹木採取区			○取
分収造林契約に基づく分収林			分造
分収育林契約に基づく分収林			分育
薪炭共用林野			薪共
放牧共用林野			放共
アイヌ共用林野			ア共
森林生態系保護地域保存地区			○生ホ
森林生態系保護地域保全利用地区			○生リ
生物群集保護林保存地区			○群ホ
生物群集保護林保全利用地区			○群リ
希少個体群保護林			○希
レクリエーションの森	自然休養林	自然観察教育ゾーン	○休カ
		森林スポーツゾーン	○休シ
		野外スポーツゾーン	○休ヤ
		風景ゾーン	○休フ
		風致探勝ゾーン	○休タ
	自然観察教育林		○教
	森林スポーツ林		○森
	野外スポーツ地域		○野
	風景林		○景
	風致探勝林		○探
その他レクリエーションの森		○レ	
緑の回廊			○回
ふれあいの森			○ふ
木の文化を支える森			○文
遊々の森			○遊
社会貢献の森			○貢

多様な活動の森			○活
モデルプロジェクトの森			○ブ
ボランティアの森			○ボ
公衆の保健の用に供する区域			○衆
精英樹保護林			○精
遺伝子保存林			○遺
試験地			○試
検定林			○検
次代検定林			○次
展示林			○展
施業指標林			○指
巨樹・巨木			○巨
保護樹帯			○帯
更新困難地			○困
係争地			○争
森林施業モデル林			○モ
林地 以外の 土地	附 帯 地	苗畑敷	苗
		採穂園敷	穂
		採種園敷	種
		建物敷	建
		貯木場敷	貯
		防火線敷	防
		区画線敷	区
		林道敷	道
		作業道敷	作
		歩道敷	歩
		レクリエーションの森施設敷	設
		ふれあいの郷施設敷	郷
	貸 地	植樹用地	植
		農耕用地	耕
		鉱業用地	鉱
		道路用地	道
		水路用地	水
		電気事業用地	電
		温鉱泉用地	温
		学校用地	学
		採草放牧地	牧
		建物用地	貸建
		レクリエーションの森施設貸付地	レ
		その他貸地	貸

林 地 以 外 の 土 地	雑 地	官地民木地	民
		廃棄見込地	廃
		所管換見込地	換
		所属替見込地	替
		耕地ひ陰地	陰
		岩石地	岩
		崩壊地	崩
		荒廃地	荒
		湿地	湿
		草生地	草
		高山帯	高
		鉱泉ゆう出地	泉
		池沼	池(沼)
		水路敷	水路
		沢敷	沢
		その他雑地	雑
		笹生地	笹
		採石地	採
		河川敷	河

第8章 機能類型、林種・林相等

機能類型

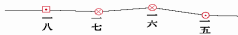
機能類型	国有林野施業実施計画図		
	彩色	色彩区分	適用
山地災害タイプ		木緑	機能類型タイプを色彩で表示する。
		中色	
		平彩	
水源涵養タイプ		木緑	機能類型タイプを色彩で表示し、施業群の分類を文字記号で表示する。
		淡色	
		平彩	
自然維持タイプ		朱	機能類型タイプを色彩で表示する。
		淡色	
		平彩	
森林空間利用タイプ		藤黄	機能類型タイプを色彩で表示する。
		淡色	
		平彩	
快適環境形成タイプ		洋紅	機能類型タイプを色彩で表示する。
		淡色	
		平彩	

林種・林相等

林 種		記 号	適 用
林 地	人工林		林相により記号区分 針葉樹林・広葉樹林
			
	天然林		
			
	竹 林		
	伐 採 跡 地		(文字記号) 伐
	未 立 木 地		(文字記号) 未
林地 以外 の土 地	附帯地		(文字記号) 「苗」「穂」等
	貸 地		(文字記号) 「道」「電」等
	雑 地		(文字記号) 「岩」「高」等

第9章 注 記 表

注記表（地図）

種 別		用字	書体	境界基本図 図化原図 基本原図 複製基本原図 基本図	国 有 林 野 施業実施計画図		記 載 例
				字大	字大	色名	
境界点番号		漢数字	直立明朝体	1.5mm	1～1.5mm	黒	
森林計画区名		漢字	直立等線体		4～6mm	藍	宮城南部 四万十川
林班	番号	アラビア数字	直立等線体	5mm	2～3mm	黒	247 2 4 6
	支番	ローマ数字	直立等線体	3mm	1.5～2mm	黒	35_V 36 _{VI} 37 _{VII}
小班	林地	ひらがな	直立等線体	3mm	1.5mm	黒	いろはにほへとち
	林地以外	カタカナ	直立明朝体	3mm	1.5mm	黒	リヌルヲワカヨタ
	支番	アラビア数字	直立等線体	2mm	1mm	黒	い ₁ ろ ₂ ハ ₃ ニ ₄
担当区名		漢字	直立等線体		3～5mm	朱	西条担当区
行政区名		漢字	直立明朝体	2～4mm	1.5～3mm	黒	静岡県駿東郡小山町
国有林名		漢字	直立等線体	3～5mm	2～5mm	黒	唐沢 常念岳
林齢		アラビア数字	直立等線体		1.5mm	黒	10 25 66
齢級		ローマ数字	直立等線体		1～2mm	黒	Ⅲ IV V VI VII X
混交歩合		アラビア数字	直立等線体		1～1.5mm	黒	65 70
三角点名		漢字 カタカナ	直立明朝体	3mm	2～2.5mm	黒	尾鈴山 丹沢山
山岳・山脈名		漢字 カタカナ	直立明朝体	3mm	2～2.5mm	黒	高見岳 神室山脈
鉄道・道路名		漢字 カタカナ	直立明朝体	3mm	2～2.5mm	黒	信越線 佐竹林道
河川・溪谷名		漢字 カタカナ	直立明朝体	2～4mm	2～3mm	藍	利根川 中津川峡
湖・沼・池名		漢字 カタカナ	直立明朝体	2～5mm	2～4mm	藍	深山池 十和田湖
鉄道駅名		ひらがな	直立等線体	1.5mm	1.5mm	黒	よしわら はちおうじ
標高		アラビア数字	直立等線体	1.5mm	1.5mm	黒	1234 6789
等高線標高		アラビア数字	右傾斜等線体	1.5mm	1mm	等高線 と同色	1500 2600

注記表（整飾）

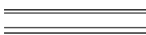
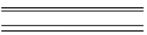
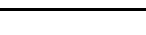
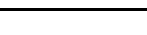
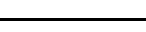
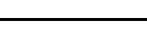
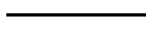
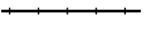
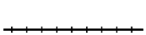
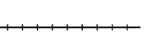
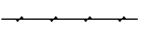
種 別		用字	書体	境界基本図 図化原図 基本原図 複製基本原図 基本図	国有林野 施業実施 計 画 図	記載例	摘 要 (基本図の表示)
				字大	字大		
図 葉 題 字	国有林名	漢字	直立等線体	12mm		倉造山 医王山	境界基本図は国有林名を用いる。 上部図郭外の中央に併記して表示する。 森林管理署名は省略することができる。
	森林計画区名	漢字	直立等線体	12mm	8～12mm	宮城南部 伊豆	
	森林管理署等名	漢字	直立等線体	12mm	8～12mm	仙台 伊豆	
	図種名	漢字	直立等線体	12mm	8～12mm	基本図 施業実	
面積		アラビア数字	直立等線体	8mm	4～6mm	面積 8 6 4 2	境界基本図は、上部図郭外の中央に表示する。 下部図郭外の中央に表示する。 図郭外右辺下方に表示する。 図郭外の上部右端に表示する。 上部右端及び下部左端の図郭外に表示する。 図郭中央で内図郭と外図郭の中間に表示する。 図郭四隅の方眼線に表示する。 図郭外左辺下方に表示する。
所在地		漢字	直立等線体	8mm	4～6mm	加茂郡須崎村	
縮尺		アラビア数字	直立等線体	6mm	4～6mm	1 : 5 0 0 0	
調査・調製年月		漢字	直立等線体	2～4mm	2～4mm	平成二十三年三月	
公共座標系		漢字 ローマ数字	直立等線体	6mm	4～6mm	第Ⅹ公共座標	
図葉番号		アラビア数字	直立等線体	12mm	8～12mm	2 4 7 8 0	
隣接図葉名又は番号		漢字 アラビア数字	直立等線体	8mm		根室 2 4 6	
座標値		アラビア数字	直立等線体	2mm	2mm	37.5 42.5	
凡例		漢字	直立等線体	2～4mm	2～4mm	天然林針葉樹	
森林管理局 森林管理署担当区名		漢字	直立等線体	2～4mm	2～4mm	森 林 管 理 局 森 林	
調製方法 及び機関名		漢字	直立等線体	2～4mm		空中写真図化	
空中写真撮影年度 及び写真番号		漢字 アラビア数字	直立等線体	2～4mm		9 0 - 3 3	

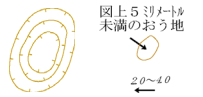
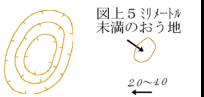
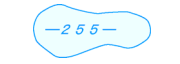
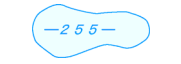
地図記号の様式及び適用

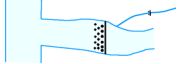
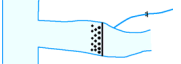
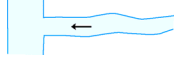
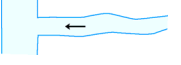
種 別		境界基本図・図化原図・基本原図・複製基本原図・基本図				国有林野施業実施計画図				データタイプ		適 用
		記 号	記号の原点	線号	色名	記 号	記号の原点	線号	色名	データ	レコード	
基準点	電子基準点			2号	藍			2号	藍	点	E5	基本測量及び公共測量により設置された電子基準点、三角点及び水準点をいう。
	三角点			2号	藍			2号	藍	点	E5	
	水準点			2号	藍			2号	藍	点	E5	
	図根点			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	空中図根点			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	パスポイント			2号	洋紅					点	E5	
	その他基準点			2号	藍					点	E5	
境界点	石 標			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	コンクリート a			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	小コンクリート標			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	金属標			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	合成樹脂標 塩化ビニール標等			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	天然岩石標			2号 3号円外記号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	固定地物標			2号 3号円外記号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	土管標			2号 3号円外記号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	木 標			2号	洋紅			2号	洋紅	点	E5	
	小木標			2号	洋紅					点	E5	
	石 塚			2号 3号円外記号	洋紅					点	E5	

種 別		境界基本図・図化原図・基本原図・複製基本原図・基本図				国有林野施業実施計画図				データタイプ		適 用
		記 号	記号の原点	線号	色名	記 号	記号の原点	線号	色名	データ	レコード	
	土 塚			2号 3号円外記号	洋紅					点	E5	立木標の記号の矢印の方向は、国有林野外へ向けて表示する。
	立木標			2号 3号円外記号	洋紅					点	E5	
	無 標				洋紅					点	E5	
予 備 標				3号	洋紅					点	E5	予備標の記号T印は、固有の標識記号に付す。
林班界標	石標等永久標			2号	洋紅					点	E5	林班界標は、林班の見出し案内などに用いるものをいう。
	木標等腐朽標			2号	洋紅					点	E5	
測 線	測 点				洋紅					点	E5	
	測 線			2号	洋紅					線	E2	
	見放線			2号	洋紅					線	E2	
森林区画界等	境 界		区画界の位置と一致する	4号	黒		区画界の位置と一致する	3号	黒	線	E2	境界点を番号順に直線で結ぶ線。
	森林計画区界		区画界の位置と一致する	4号	黒		区画界の位置と一致する	3号	黒	線	E2	
	林班界		区画界の位置と一致する	3号	黒		区画界の位置と一致する	3号	黒	線	E2	
	小班界		区画界の位置と一致する	2号	黒		区画界の位置と一致する	2号	黒	線	E2	
	同一小班の表示記号			2号	黒			2号	黒			一個小班を分断する地物に表示、又は飛び地を連結する記号として表示する。
管轄区画界	森林管理局界		区画界の位置と一致する	4号 3号×記号	黒		区画界の位置と一致する	3号 2号×記号	黒	線	E2	異なる区画界が重複する部分は、上位の区画界で表示する。
	森林管理署等界		区画界の位置と一致する	4号 3号×記号	黒		区画界の位置と一致する	3号 2号×記号	黒	線	E2	
	担当区界		区画界の位置と一致する	4号 3号×記号	黒		区画界の位置と一致する	3号 2号×記号	黒	線	E2	

種 別		境界基本図・図化原図・基本原図・複製基本原図・基本図				国有林野施業実施計画図				データタイプ		適 用
		記 号	記号の原点	線号	色名	記 号	記号の原点	線号	色名	データ	レコード	
行政区画境界等	都道府県界		区画界の位置と一致する	6号 3号	黒		区画界の位置と一致する	4号 2号	黒	線	E2	異なる区画界が重複する部分は、上位の記号で表示する。 関係市町村で確定していない部分は、境界を表示しない。
	北海道の振興局界		区画界の位置と一致する	6号	黒		区画界の位置と一致する	4号	黒	線	E2	
	郡市界 東京都の区界		区画界の位置と一致する	4号	黒		区画界の位置と一致する	3号	黒	線	E2	
	町村界 指定都市の区界		区画界の位置と一致する	4号	黒		区画界の位置と一致する	3号	黒	線	E2	
	大字界		区画界の位置と一致する	4号	黒		区画界の位置と一致する	3号	黒	線	E2	
	字 界		区画界の位置と一致する	3号	黒		区画界の位置と一致する	3号	黒	線	E2	
	隣接地番界		区画界の位置と一致する	2号	黒					線	E2	境界基本図のみに表示する。
森林管理局所属運搬路・施設	林 道		道路線を取得	4号	朱		道路線を取得	3号	朱	線	E2	林業専用道、併用林道を含む。
	作業道		中心線を取得	4号	朱		中心線を取得	4号	朱	線	E2	森林作業道を含む。
	歩 道		中心線を取得	4号	朱		中心線を取得	4号	朱	線	E2	
	防火線		中心線を取得	3号	岱赭		中心線を取得	3号	岱赭	線	E2	
	索 道		中心線を取得	4号	朱		中心線を取得	4号	朱	線	E2	作業用リフト及び国有林内のスキー場リフト等
	トンネル		中心線を取得	4号	朱		中心線を取得	4号	朱	線	E2	林道、作業道及び歩道に付随するもの。
	橋及び高架部		中心線を取得	4号 2号	朱		中心線を取得	3号 2号	朱	線	E2	林道、作業道及び歩道に付随するもの。

種 別			境界基本図・図化原図・基本原図・複製基本原図・基本図				国有林野施業実施計画図				データタイプ		適 用
			記 号	記号の原点	線号	色名	記 号	記号の原点	線号	色名	データ	レコード	
森林管理局 所属事務所等	森林管理局							挿入位置 	3号 2号・斜線	朱	点	E5	
	森林管理署等							挿入位置 	3号	朱	点	E5	
	森林生態系保全 センター等							挿入位置 	3号	朱	点	E5	森林生態系保全センター、治山センター、森林技術・支援センター、森林ふれあい推進センター等
	森林事務所							挿入位置 	6号	朱	点	E5	
	治山事業所							挿入位置 	4号	朱	点	E5	
	研修所・保養所等							挿入位置 	2号	朱	点	E5	
	火の見やぐら							挿入位置 	4号	朱	点	E5	
森林管理局署 所 属 以 外	道 路	一般道路		中心線を取得	3号	黒		中心線を取得	3号	黒	線	E2	幅員3m以上の道路
		軽車道		中心線を取得	6号	黒		中心線を取得	4号	黒	線	E2	幅員1.5m以上3m未満の道路
		徒歩道		中心線を取得	6号	黒		中心線を取得	4号	黒	線	E2	幅員1.5m未満の道路
	鉄 道	J R線		中心線を取得	3号	黒		中心線を取得	2号幅 0.4mm	黒	線	E2	
		J R線以外		中心線を取得	6号	黒		中心線を取得	6号	黒	線	E2	
		特殊鉄道		中心線を取得	6号	黒		中心線を取得	4号	黒	線	E2	貨物の輸送等、専用に敷設された鉄道
		索道・リフト等		中心線を取得	2号	黒		中心線を取得	2号	黒	線	E2	ロープウェイ、スキースリフト等
治山施設	溪間工			中央位置の点 と方向を取得	3号	黒		中央位置の点 と方向を取得	2号	黒	線	E2	
	山腹工			上端線 界線を取得	3号	黒		上端線 界線を取得	2号	黒	面	E1	

種 別			境界基本図・図化原図・基本原図・複製基本原図・基本図				国有林野施業実施計画図				データタイプ		適 用
			記 号	記号の原点	線号	色名	記 号	記号の原点	線号	色名	データ	レコード	
地 形	等高線	計曲線		等値線を取得	4号	黒		等値線を取得	3号	茶褐	線	E2	基本図 50m間隔 施業実施計画図 100m間隔
		主曲線		等値線を取得	2号	黒		等値線を取得	2号	茶褐	線	E2	基本図 10m間隔 施業実施計画図 20m間隔
		補助曲線		等値線を取得	2号	黒		等値線を取得	2号	茶褐	線	E2	基本図 5m間隔 施業実施計画図 10m間隔
		おう地		等値線を取得	2号 2号(→)	黒黒		等値線を取得	2号 2号(→)	茶褐 黒	線 線	E2 E2	おう地を示す等高線には、その内側に0.5mmの短線を適宜な間隔で付す。小規模な場合は、等高線と直交する矢印をおう地の中央に向けて表示する。
	変形地	崩 土		上端線	2号	黒		上端線	2号	茶褐	線	E2	土砂の崩壊等によってできた急斜面をいう。
		岩		上端線 界線を取得	2号	黒		上端線 界線を取得	2号	茶褐	線	E2	地表に露出、散在する岩石をいう。
		砂 礫		範囲を示す縁線を取得	2号	黒		範囲を示す縁線を取得	2号	茶褐	点	E5	砂・礫で覆われている地域をいう。
	水	海岸線及び湖沼池		界線を取得	3号	黒		界線を取得	2号	藍	線	E2	海岸線は、満潮時の水涯線、湖沼池は平時の水涯線の正射影を表示する。
		河 川		界線を取得	3号	黒		界線を取得	2号	藍	線	E2	河川の幅が0.3メートル以下のものは、細流で表示する。
		細 流		中心線を取得	3号	黒		中心線を取得	3号	藍	線	E2	上流を細く表示する。

種 別			境界基本図・図化原図・基本原図・複製基本原図・基本図				国有林野施業実施計画図				データタイプ		適 用
			記 号	記号の原点	線号	色名	記 号	記号の原点	線号	色名	データ	レコード	
水 部 等	部	かれ川		範囲を示す縁線を取得	2号	黒		範囲を示す縁線を取得	2号	藍 茶褐	線	E2	水涯線を破線（藍）で表示し、その内部に砂礫（茶褐）を表示する。
		水路		中心線を取得	3号	黒		中心線を取得	3号	藍	線	E2	
	水部に関する事項	湿地		範囲を示す縁線を取得	2号	黒		範囲を示す縁線を取得	2号	藍	線	E2	湿地とは、常に水を含み、土地が軟弱で湿地性の植物が育成している土地をいう。
		滝		中央位置の点と方向を取得	2号	黒		中央位置の点と方向を取得	2号	黒	線 方向	E2 E6	滝とは、流水が急激に落下する場所をいい、高さ5m以上で、常に流水があるもの。
		流水方向		表示位置の点と方向を取得	6号	黒		表示位置の点と方向を取得	4号	黒	線	E2	流水方向は、河川の流水方向が図上で容易に識別できない場合に表示する。

データタイプの見方

データタイプ	データ	データのタイプを示す「E1～T」を日本語で説明したもの。			※面で定義される地物は、図郭線や間断などで面地物が分断され、面にならない場合があるので線も定義する。
	レコード	数値地形図データフォーマットのレコードタイプ（E1～E8, G, T）を示す。			
		レコードタイプ	データタイプ		
		E 1	面	始終点座標が一致しなければならない。	
		E 2	線		
		E 3	円		
		E 4	円弧		
		E 5	点		
		E 6	方向		
		E 7	注記		
		E 8	属性		
		G	グリット		
		T	不整三角網		